



あいサポートー研修

障害を知り、共に生きる

～まず、知ることからはじめましょう～



和歌山県 福祉保健部

福祉保健政策局 障害福祉課

あいサポートー研修用



誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動です。





誰もが地域の中でいきいきと暮らしていくためには、自分が理解されていることが必要であるが、障害については、まだまだその内容や配慮等が広く知られていないため、障害のある方がいろいろな面で、つらい経験をされているという実情がある。

【具体例】

- ・視覚障害で白杖（はくじょう）を使用している人は、点字ブロックの上に自転車などを置いたり、そこで立ち話をしていると歩けなくて困る。
- ・「聴覚障害」のある人は、駅や銀行で案内や呼び出しが聞こえなくて困る。
- ・車いすを使用している人が、ちょっとした段差で動けなくなることがあっても、無関心の人が多い。
- ・交通事故後に記憶障害により、仕事がうまくできない社員を、雇い側が「高次脳機能障害」を知らないため怒ってしまう。
- ・知的障害のある方で、言葉や行動の意味が相手に伝わらず、誤解や偏見を受けることがある。



「知ること」の大切さ

- ・知っているからこそ障害が理解でき、困っていることも分かる。
- ・「あいサポート運動」のねらいは、多くの人に障害を知ってもらうことです。



障害とは

個人的な原因や、社会的な環境により、心や身体上の機能が十分に働かず、活動に制限があること（デジタル大辞泉より引用）

障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（障害者基本法第2条）

- ◆これまで「障害」とは、目が見えない、歩けないなど、その人が持っている性質や機能だけから生じるものと多くの場合考えられてきた。
- ◆しかし、それだけではなく、こうした個人の性質のために、働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするような社会のしくみ（人々の偏見、建物や制度など）にも問題があり、そのような社会と人との関わりから「障害」が生じると考えられています。
- ◆また、社会でさまざまな活動をするときに、障害のある人が、障害のない人より不利になることが多くみうけられます。
- ◆今まで、こうした不利の原因を「その人の持つ機能障害のせい」と考えてきました。（「障害の医学モデル」の考え方）
- ◆しかし、障害者権利条約（※）は、機能障害のことを考えないでつくられた「社会のしくみ（社会的障壁）に原因がある」としました。この考え方が「障害の社会モデル」です。
- ◆1975年この考え方生まれ、そして国際的ルールとなりました。

※日本障害フォーラム（JDF）作成の冊子「障害者差別解消法って何？」から抜粋して引用

※障害者権利条約（2008年5月3日発効／2014年1月20日：日本批准／140番目の批准国）



① 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)→物理的なバリア

- 段差や階段、狭い道路、和式や狭いトイレ、車椅子の人が買いづらい自動販売機、迷惑駐車・駐輪、点字ブロックのない歩道など。

② 制度(利用しにくい制度など)→制度的なバリア

- 「耳が聴こえない」、「知的障害がある」、「身体が不自由である」、「精神病にかかっている」など、障害や病気を理由に免許を交付しなかったり、取り消したりすること。

③ 慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)→文化・情報のバリア

- 点字や手話通訳などの情報伝達の欠如があり、文化に親しむ機会が制約されること。

④ 観念(障害のある方への偏見など)→意識(心)のバリア

- 間違った知識や知らないことから生まれる差別や偏見。
障害者に対する先入観(かわいそう、いつも大変だなど)や無理解から発する言動。
他者に対しての無関心。

社会的障壁を取り除く

共生社会の実現



「点字ブロックの上に物を置いたり、自転車を止めたりしないでほしい。
障害物をよけて通ることはできません。」（視覚障害のある方）

「障害者用駐車区画をあけておいてほしい。車いすを使用している者はその区画で
ないと乗り降りできません。」「障害者用駐車区画を増やしてほしい。」（肢体不
自由のある方）

「雨の日、傘をさしながら車いすで移動することが困難なので、駐車区画や通路に
屋根を設置してほしい。」（肢体不自由のある方）

「災害がおこった時に緊急情報が分かるよう表示を設置してほしい。」（聴覚障害
のある方）

「窓口に手話通訳者を配置してほしい」（聴覚障害のある方）

「車いす用トイレを設置するときは、音声案内装置もつけてほしい」（視覚障害の
ある方）

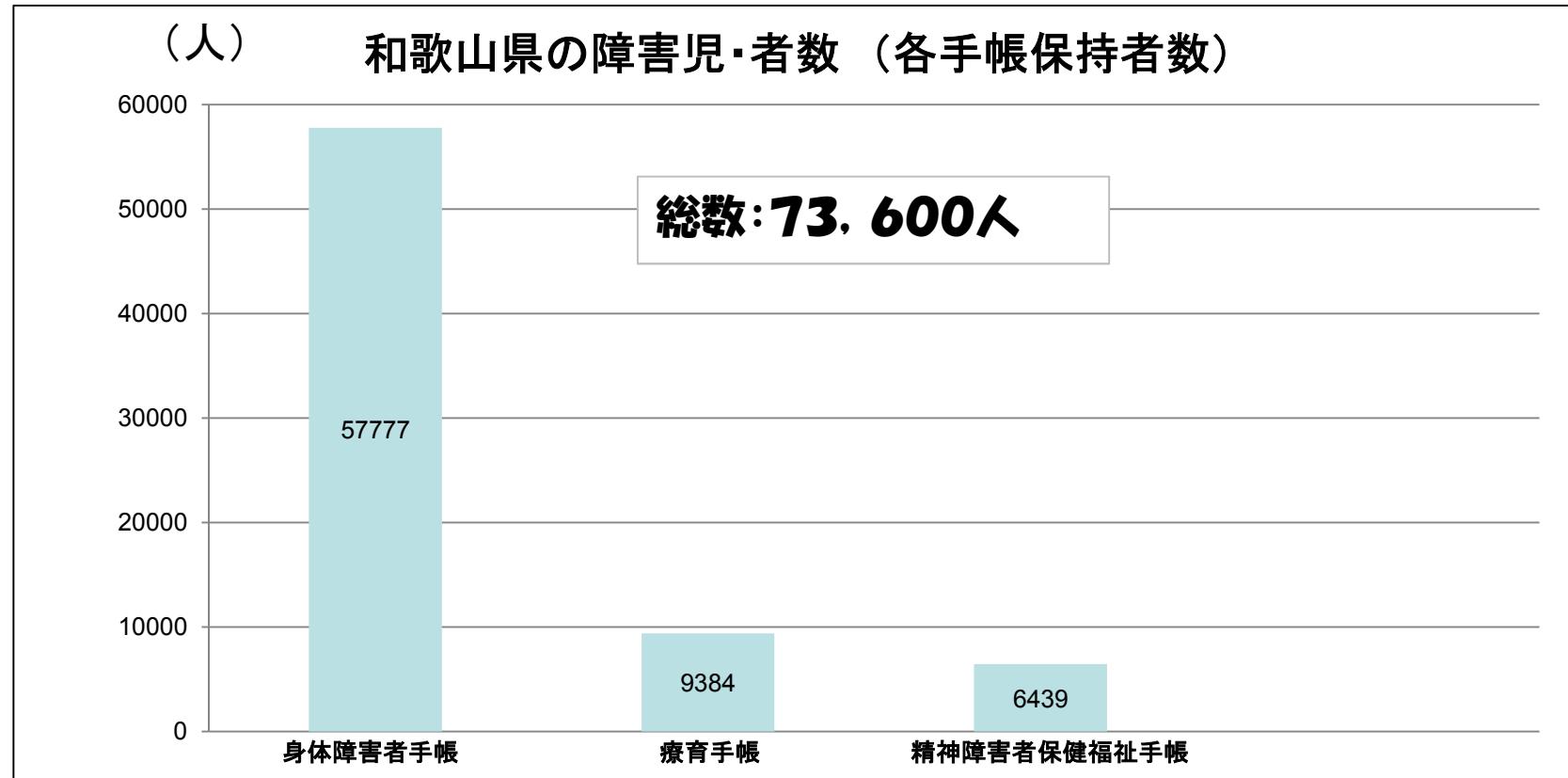
「段差を解消し、バリアフリー化をすすめてほしい」（肢体不自由のある方）

こうした声を受け止め、できる配慮を実践して
いくことが思いやりであり、合理的配慮

和歌山県の現状



- 和歌山県の障害者数は、約7万3千人
- 和歌山県人口が約95万5千人ですので、
県民約13人中の1人に、何らかの障害があることになります。
- 障害は、誰にでも生じるものです。



* 和歌山県の人口は、平成28年9月1日現在の数字です。
* それぞれの手帳の保持者数は、平成28年3月末現在の数字です。

あいサポート運動の概要



あいサポートー

障害について、①「その内容や特性」、②「障害のある方が日常生活で困っていること」、③「ちょっとした手助けや配慮の方法」の三つを知ってもらい、実践していただく方。多様な障害の特性、困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方にちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でも可

あいサポートー研修の実施

地域や学校、職域などの研修において、
出前研修「あいサポートー研修」を実施

「あいサポート企業・団体」 認定制度

従業員等を対象とした「あいサポートー研修」等に取り組む企業・団体を
「あいサポート企業・団体」として認定



H28年作成

サポーター宣言

- わたしたちは、多様な障害の特性を理解し、お互いが分かり合えるように努めます。
- わたしたちは、日常生活で障害のある方が困っている場面を見かけたら、声をかけ、手助けを行います。
- わたしたちは、「あいサポート」バッジを身につけ、気軽に声をかけやすい環境をつくります。
- わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、共に生きるよろこびを伝えます。

あいサポートー研修の内容(約75分)

- ★ あいサポート運動について(15分)
- ★ 障害について理解しましょう(DVD視聴(50分))
 - 12の障害について
 - ① その内容、特性
 - ② 障害のある人が日常生活で困っていること
 - ③ ちょっとした手助けや配慮の方法を紹介
- ★ 簡単な手話:「日常で使う簡単な手話を学ぶ(10分)」

あいサポートの名前



あいサポートの名前は、公募により決定しました。愛情の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える・応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

あいサポート運動のシンボルマーク

バッジのデザインは、障害のある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。

後ろの白いハートは、障害のある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポートー）」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポートが広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。



和歌山県におけるあいサポート運動のイメージ

～ 支え合う両輪の取組によって共生社会へ ～

障害や障害のある人を理解
あいサポートバッジを着用
日常生活でちょっとした手助け

あいサポート



周知広報
合理的配慮の努力

あいサポート
企業・団体



障害者等用駐車
区画利用証制度



障害のある人



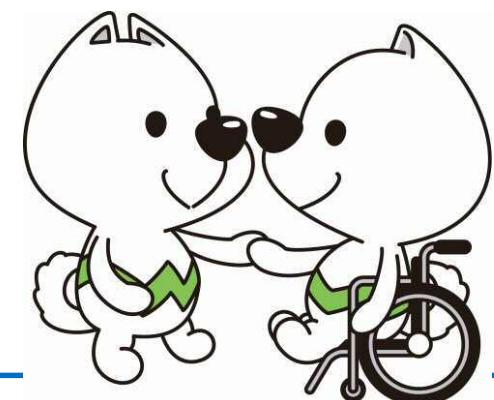
ヘルプマーク

援助や配慮を必要として
いることを周囲に伝える

県
(行政)



合理的配慮の提供
啓発





「まず、知ることからはじめましょう 障がいのこと」

- ・オープニング
- ・視覚障がいについて
聴覚・言語障がいについて～ろうあ、難聴・中途失聴、言語障がい～
盲ろう
- 肢体不自由
- 内部障がい
- 重症心身障がい
- 知的障がい
- 自閉症・発達障がい
- 精神障がい
- 依存症
- てんかん
- 高次脳機能障がい
- ハートフル駐車場
- エンディング～あいサポート運動とは～



※鳥取県のホームページからもご視聴いただけます

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=168340>